

# 交通労働災害防止に向けての共同宣言

交通事故のない社会は、県民や県内事業者すべての共通の願いです。

自動車運転者は、交通事故を起こさないよう常に交通法規を遵守し、事業活動において自動車を使用する事業者は、自動車運転者が交通事故を起こすことがないように管理する責任を負っています。

しかしながら、交通事故は跡を絶たず、5月6日に群馬県内の国道において、トラックが中央分離帯を越えて反対車線の乗用車と衝突し、乗用車に乗車していた3名の方が亡くなり、当該トラックの運転者を含む2名の方が負傷する重大な交通事故が発生し、社会的にも注目されたところです。

その後も、6月に群馬県内の事業者のトラック運転者（3名）が、県外での交通事故により死亡する労働災害の発生が続いており、交通事故は死亡につながるとの重大性を再認識し、交通事故の防止対策を一層強化することが必要です。

私たちは、「交通事故は、あってはならない。」との共通認識の下、「交通事故を起こさない、起こさせない」との決意をもって、関係機関・団体とも連携しながら、交通事故を防止するための施策展開に一体となって、全力で取り組んでいくことをここに宣言します。

令和6年8月27日

厚生労働省  
群馬労働局長

上野 康博

国土交通省 関東運輸局  
群馬運輸支局長

諏訪 幸夫

群馬県警察本部  
交通部長

籠川 和典